

日本臨床疫学会 データベース研究賞（申請者）

募集要項

日本臨床疫学会(以下「当学会」と略)は、データベース研究賞（以下、「DBR 賞」と略)を設立する。
DBR 賞の申請者について、下記のとおり募集する。

記

1. 趣旨

日本臨床疫学会（以下、「当学会」と略）では、以下の趣旨によりデータベース研究賞（以下、「DBR 賞」と略）を設立する。

- (1) 保険レセプトデータ、診療データ、患者質問票データなどを含む一定規模以上の Healthcare Data Base（以下「HDB」と略）は、臨床疫学研究にとって極めて有用である。またプライマリデータを収集することの困難な若手研究者にとって貴重なデータベースである。しかし、若手研究者が HDB にアクセスすることが困難なことが少なくない。
- (2) 当学会では、HDB を提供可能な法人や個人を募り、当学会の会員で一定の能力（立案、デザイン、解析、結果解釈、可視化など）を備えた臨床疫学専門家を受賞対象に、DBR 賞を設置する。
- (3) 当学会は、この賞の趣旨に賛同し、毎年データを提供する個人、団体（以下「助成者」）を募集する。

2. 助成者の要件:

- (1) 一定規模以上の質の高い HDB を助成対象者に提供できる法人、個人。
- (2) 少なくとも 5 年間助成の継続を誓約できること。5 年経過後は、毎年 2 月 1 日に自動更新（中止したい場合は、理事会に中止したい年度の 1 年前の 1 月 15 日までに申し出る）。
- (3) 利益相反等、DBR 賞の注意事項を遵守すること。
- (4) 賞の正式呼称は「日本臨床疫学会 ○○年度 データベース研究賞(○○会社)」とする。
- (5) 助成案件の総数は、複数の助成者による案件を合計して年間 6 件以内とする。

3. 募集時期

- (1) 助成者の募集：随時。助成者として認定された年の翌年の受賞者募集時期に助成者として公表する。
- (2) 助成希望者の募集：毎年春に募集し、同じ年度の学術大会の前までに決定する。
- (3) 複数の助成者の募集案件がある場合、申請者は助成者を指名する。

4. DBR 賞受賞者選考方法

- (1) 個々の応募者の RQ への対応可能性の有無を、助成者が事務局に連絡する。
- (2) DBR 賞への申請の中から、当学会理事等で構成する選考委員会により若干名の受賞者（以下「受賞者」とする）が選考される。なお、受賞者の人数は、助成者の数や助成者の希望を勘案したうえで決定とする。

5. 助成内容

- (1) 助成者が保有する HDB を、受賞者に提供する。
- (2) 助成者は受賞者の RQ の解析に必要な項目(変数)のデータを提供する。また、助成者は、受賞者の選考前に、申請内の RQ に助成者の提供する HDB が適用可能かを判断できる。
- (3) 助成者が決定した受賞者を、当学会の年次学術大会で表彰する。
- (4) 副賞は設けない。
- (5) 受賞後 3 年以内に論文投稿が可能な受賞者には、論文投稿に必要な費用（英文校正、投稿費用など）の一部に対して当学会から助成金を提供する（投稿 1 回分に限定）。

6. DBR 賞受賞者の義務

- (1) 受賞者は、提供された HDB を活用した研究を
 - ① 論文化可能な場合、原則として受賞決定後 3 年以内に原著論文を学術誌に投稿する。発表の際には、本賞および、助成者への謝辞を記載する。
 - ② 論文化が困難な場合は、理由とともに当学会理事会に文書で報告する。
- (2) 受賞者の報告義務
 - ① 原著論文を出版した際は、当会理事会に報告する。
 - ② 受賞者は、原則として 2 年以内に当学会に、経過報告を行う。理事会は助成者に報告する。

7. 受賞者へのデータ提供時の留意事項

- (1) 原則として、ダウンロードサイトを通じて提供を行う。
- (2) 所属研究機関の手続きにて、記録媒体での提供が必須かどうか事前に確認する。
- (3) データの抽出条件は研究テーマに応じた必要十分に限定することがある。
- (4) データ利用範囲によっては、提供要望に応じられない可能性がある。
- (5) データ量によっては、データの絞り込みを行うことがある。
- (6) 同じ曝露およびアウトカムでの研究デザインの申請が重なった場合、申請に応じられない可能性がある。
- (7) 助成者はデータの提供のみを行い、データを用いた集計や加工処理は研究者自身が行う。

8. DBR 賞申請手続きについて

(1) 申請資格

次の条件の全てを満たしているものとする

- ① 当学会の会員であり、入会した年度から申請を行う年度までの会費を全納している。
- ② 当学会が認定する「臨床疫学上席専門家」または「臨床疫学認定専門家」のいずれかに該当する。
- ③ 日本の研究機関または医療機関に所属している。（民間企業所属の方は対象外とする。）
- ④ 申請を行う年の1月1日時点で45歳以下である。
- ⑤ 申請を行う以前または申請時点において、同一の研究目的に対して、データベース利用を支援する研究助成を他の団体から受けていない。

(2) 申請書類

別紙「日本臨床疫学会 データベース研究賞 同意書」を参照し、実施可能性を確認のうえ、実施可能な場合は以下の申請書類を当学会事務局に提出すること。

- ① データベース研究賞 申請書
- ② 日本臨床疫学会データベース研究賞に関する同意事項

以上